

京都市告示第 11 号

地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、次の者を指定納付受託者に指定し、各種証明書のキャッシュレス決済に係る証明書の交付手数料の代理納付事務を委託します。

令和 8 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

1 指定納付受託者の名称等

名称及び代表者	住所
株式会社寺岡精工 代表取締役社長 山本 宏輔	東京都大田区久が原 5 丁目 13 番 12 号

2 指定納付受託者による納付を認める証明書の範囲

住民票関係証明書、戸籍関係証明書、印鑑登録関係証明書、税関係証明書、その他証明書（一般行政証明書、臨時運行許可等）

3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

住民票関係証明書、戸籍関係証明書、印鑑登録関係証明書、税関係証明書、その他証明書（一般行政証明書、臨時運行許可等）のキャッシュレス決済に係る証明書の交付手数料

(文化市民局地域自治推進室)